

議案第67号

葛飾区個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年12月2日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、特定個人情報に係る情報提供等の記録の訂正等を行った場合の通知先を総務大臣から内閣総理大臣に改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区個人情報の保護に関する条例（昭和60年葛飾区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成15年法律第57号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）第2条第3項」を「法第2条第2項」に改め、同条第3号中「第2条第4項」を「第2条第3項」に改め、同条第10号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「法第2条第9項」に改める。

第10条第2項中「第19条第7号及び第8号」を「第19条第8号及び第9号」に改める。

第21条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条並びに第2条第2号、第3号及び第10号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。